

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が、夫の分と一緒に納税組合を通じて納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることに加えて、申立期間の前後において申立人の経済状況に大きな変化はうかがえないことから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、夫の分と一緒に納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付している上、納付期日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 19 年 2 月までの期間において、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付はほぼ同一日に行われていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料も、申立人が夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険被保険者資格取得日は昭和18年3月31日、厚生年金保険被保険者資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月31日から20年10月1日まで

私は、A社B製作所C工場において、爆撃機の照準器工作部品の検査作業に従事し、昭和20年9月30日に退職して帰郷したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳記号番号索引票によれば、申立人は、昭和18年3月31日に労働者年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる上、A社が終戦時に在籍していた者を対象に作成し、現在も保管する「B製作所関係厚生年金保険被保険者名簿（終戦時）」には、申立人の氏名及び生年月日等が記載されている。また、A社の社史によれば、同社では、20年9月30日に人員整理を行っていることが確認でき、当該記載は、同日に退社したとする申立人の記憶とも一致することから、申立人は、申立期間において、A社B製作所C工場に勤務していたものと認められる。

また、申立人が記憶する同僚には、厚生年金保険被保険者記録（当時の名称は、労働者年金保険）が確認できる。

一方、A社に係る労働者年金保険被保険者名簿のうち、昭和17年6月1日から20年12月31日までの期間に被保険者資格を取得した者に係る記録が欠落しており、この原因について、年金事務所では、不明としている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年3月31日に

労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、20年10月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

福島国民年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、住み込みで勤務していた A 社の事業主が給与から天引きし、納付していたはずなので、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を A 社の事業主が給与から天引きし、納付していたはずだと述べているところ、同事業主は、「従業員の国民年金保険料については、当社が代わって納付していたことはなく、すべて個人が納付していた。」と述べている上、同僚も、「A 社において、国民年金保険料が給与から天引きされていたという記憶は無い。私は自分で納付していた。」と述べている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 4 月 3 日に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

私は、勤務していた会社を退職するたびに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間については、納付書で国民年金保険料を納付した記憶があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録には、申立期間に係る資格記録は無く、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA村には、申立人の国民年金の加入記録は確認できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付金額及び納付場所等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月から同年5月まで

申立期間の国民年金保険料については、全額免除申請を行い、その後、追納の手続を行っていないのに、申立期間とその直前の平成14年1月の国民年金保険料に係る「領収（納付受託）済通知書」（以下「納付書」という。）が、同年9月ごろに同じ綴りで送付されたので、それを用いて、賞与をもらった同年12月ごろから何度かに分けて納付した。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料に係る全額免除申請は、オンライン記録によれば、平成14年2月及び同年3月の分は同年5月29日に、また、同年4月及び同年5月の分は同年9月17日にそれぞれ処理されたことが確認できる。また、全額免除期間に係る国民年金保険料の納付書は、追納申請に基づき発行される所、申立人は、当該追納申請を行った記憶が無いとしている上、オンライン記録にも追納申請に基づく納付書の発行記録は確認できないことから、申立人に申立期間に係る納付書が同年9月ごろに送付されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間及びその直前の平成14年1月の国民年金保険料を、同年9月ごろに送付された納付書を用いて同年12月ごろから何度かに分けて納付したと記憶しているところ、申立人から提出された同年1月の国民年金保険料に係る納付書には領収印が無い上、オンライン記録では、同年1月の国民年金保険料は、15年8月7日に再発行された納付書により、同年11月21日に納付されたことが確認できるなど、国民年金保険料の納付時期についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月15日から25年4月1日まで
私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和23年8月15日となっているが、私は21年5月から結婚で退職する25年3月末まで、同社に勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶及び申立人は申立てに係る事業所の退職時の状況を具体的に述べていることから、申立人が、申立期間において、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本によれば、同社は昭和23年8月15日に解散したことが確認できるところ、申立人が記憶している同僚についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人及び別の同僚一人が被保険者資格を喪失した同日以降、同社において継続して被保険者資格を有していた者及び新たに取得した者は確認できない。

また、A社の継承事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社（昭和23年6月23日設立）は、昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社において、昭和29年4月1日に厚生年金保険被保険者となることが確認できる者は、「B社には昭和26年4月から勤務していたが、同社の経営状況は悪く、入社当初は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

加えて、A社の現在の継承事業所であるC社に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月 27 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 28 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 1 月 20 日に A 社に入社し、28 年ごろに同社が商事部門を分離して設立した B 社 C 営業所に移籍した後も、52 年 10 月 21 日まで継続して勤務していた。

この間に厚生年金保険から脱退した記憶は無いので、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び A 社の事業を継承した D 社が保管する社員人事録により、申立人が、当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、A 社において厚生年金保険被保険者であった申立人を含む 21 人全員の厚生年金保険被保険者記録には、申立人と同様、被保険者期間の欠落がみられることから、同社の事業主は、一時期、被保険者資格を喪失させていたものと考えられるところ、当該同僚のうち二人は、当時、同社がいったん閉鎖され従業員全員が解雇された旨を述べている。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が B 社 C 営業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B 社 C 営業所は、昭和 28 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人と同時に移籍し、かつ、同僚の記憶から申立人と同じ営業職だったと考えられる同僚 3 人は、いずれも、申立人と同様、A 社において同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失し、B 社 C 営業所が

適用事業所となった同年8月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、B社C営業所において、昭和28年8月1日に被保険者資格を取得した別の同僚は、「私は、B社C営業所が適用事業所になる前の昭和27年12月ごろから勤務していたが、手続が遅れて、厚生年金保険に加入したのはその翌年の夏ごろだった。」と述べている。

さらに、A社は昭和60年4月21日に、B社C営業所は平成11年5月1日に、それぞれ適用事業所でなくなっており、当該2事業所の事業を継承したD社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月ごろから 43 年 4 月ごろまで
② 昭和 44 年 11 月ごろから 45 年 4 月ごろまで

私は、昭和 42 年から 44 年にかけて、毎年農閑期である 11 月ごろから翌年 4 月ごろまで A 社に 3 回出稼ぎに行っていたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間は 43 年 11 月 19 日から 44 年 4 月 13 日までの期間だけであり、ほかの 2 回の出稼ぎ時に被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社では、従業員の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を保管しているところ、申立人については、オンライン記録と同様、昭和 43 年 11 月 19 日に被保険者資格を取得し、44 年 4 月 13 日に被保険者資格を喪失したことが確認できるのみで、申立期間に係る被保険者記録は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者となっていることが確認できた同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人の A 社における被保険者期間は、昭和 43 年 11 月 19 日から 44 年 4 月 12 日までであることが確認でき、前述の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間に一緒に出稼ぎに行ったと記憶している同郷の同僚 3 人については、うち一人が申立期間②のうち昭和 45 年 1 月 9 日から同年 4 月 11 日まで A 社において被保険者となっているものの、それ以外の申立

期間については、3人ともいずれも国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

福島厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から同年9月1日まで

私は、昭和30年3月に大学を卒業後、同年4月に、本社がA社であるB社にアルバイトとして入社した。

給料が上がった昭和30年5月から正社員になったはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社における担当業務等について具体的に記憶していることから、申立人が、当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、同社は、昭和31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

なお、B社に係る前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主欄には、A社と記載されているところ、適用事業所名簿事業所索引検索簿及びオンライン記録によれば、A社は、昭和38年10月22日に適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、昭和31年9月1日に適用事業所でなくなっており、申立人が述べている同社の所在地を管轄する法務局に、同社に係る商業登記は確認できないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、同社の事業主等に確認することができない上、連絡の取れた同社の従業員は、いずれも申立人を記憶していない。

さらに、昭和30年8月ごろからB社に勤務し、事務を担当していた従業員は、当時、給料から厚生年金保険料を控除された記憶は無い旨を述べている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 10 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 3 月 1 日に A 社に入社し、39 年 5 月 21 日に同社の事業が B 社に引き継がれた後も、40 年 2 月 21 日まで継続して勤務していた。

けがをして 1 か月程度は休んだが、すぐに復職したので、厚生年金保険の未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元事業主及び当時の経理担当者に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚（元工場長）は、「申立人は、昭和 38 年か 39 年ごろにけがをして半年ほど会社を休んだ時期があった。」と述べている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 38 年 9 月 10 日に被保険者資格を喪失し、39 年 3 月 1 日に再取得したことが確認できる上、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月ごろから 29 年 10 月ごろまで
② 昭和 31 年か 32 年ごろの約 1 年間
③ 昭和 32 年か 33 年ごろの約 8 か月間

私は、現場作業員や^{とび}鳶職として、申立期間①にはA社でBダム工事に、申立期間②にはC社でDダム関連Eトンネル工事に、申立期間③にはF社でGダム工事にそれぞれ従事していた。

特に、A社では、直接給与をもらっており、厚生年金保険にも加入していたはずだが、申立期間①、②及び③の被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと述べているそれぞれの事業所では、いずれも申立人が従事したと述べている工事を受注していないとしている上、申立人が従事したと述べている工事を実際に受注していたことが確認できた事業所の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時の上司や同僚の氏名を記憶していないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、平成 13 年 2 月 28 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社に係る平成 13 年の給与所得の源泉徴収票によれば、申立人の退職日は同年 2 月 27 日であることが確認できる上、同源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社は平成 15 年に破産しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 5 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 52 年 4 月 5 日から同社を退職する 58 年 9 月 1 日まで、継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 15 年 11 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の元事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和 55 年 9 月 5 日に被保険者資格を喪失し、その後の同年 9 月 16 日に健康保険証を返納した旨の記載がある上、申立人に係る雇用保険の加入記録も、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、申立人は、当時、役員であったと述べているところ、申立人が自身と同じ役員であったと記憶している同僚についても、申立人と同様、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。